

地方独立行政法人山口県産業技術センター定款（素案）

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条 第 7 条)
- 第 2 章 役員(第 8 条 第 1 1 条)
- 第 3 章 業務及びその執行(第 1 2 条・第 1 3 条)
- 第 4 章 資本金(第 1 4 条)
- 第 5 章 雑則(第 1 5 条・第 1 6 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この地方独立行政法人は、産業技術に関する技術支援及び研究開発等を行うことにより、企業の技術力の向上を図り、もって山口県における産業の振興、経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。

(名称)

第 2 条 この地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人山口県産業技術センター（以下「法人」という。）とする。

(設立団体)

第 3 条 法人の設立団体は、山口県とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 法人は、事務所を山口県宇部市あすとぴあ 4 丁目 1 番 1 号に置く。

(特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別)

第 5 条 法人は、特定地方独立行政法人とする。

( 公共的な施設の名称及び所在地 )

第 6 条 法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 8 条第 1 項第 8 号に規定する公共的な施設として、山口県産業技術センターを宇部市あすとびあ 4 丁目 1 番 1 号に置く。

( 公告の方法 )

第 7 条 法人の公告は、山口県報に掲載して行う。

## 第 2 章 役員

( 定数 )

第 8 条 法人に、次の役員を置く。

- ( 1 ) 理事長 1 人
- ( 2 ) 副理事長 1 人
- ( 3 ) 理事 3 人以内
- ( 4 ) 監事 2 人以内

( 役員の仕事及び権限 )

第 9 条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 4 理事は、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。この場合において理事が二人以上あるときは、あらかじめ理事長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
- 5 監事は、法人の業務を監査する。
- 6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は山口県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

( 役員の任命 )

第 10 条 理事長は次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- ( 1 ) 法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- ( 2 ) 前号に掲げる者のほか、法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者
- 2 監事は、財務管理、経営管理その他法人が行う事務又は事業の運営に関し優れた識見を有する者であって、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通しているもののうちから、知事が任命する。
- 3 副理事長及び理事は、第 1 項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。

( 役員の任期 )

第 11 条 理事長の任期は、2 年とする。

- 2 副理事長及び理事の任期は、2 年とする。
- 3 監事の任期は、2 年とする。
- 4 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、再任されることができる。

第 3 章 業務及びその執行

( 業務の範囲 )

第 12 条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- ( 1 ) 産業技術に係る相談、試験研究、分析その他の支援に関する事。
- ( 2 ) 産業技術に係る試験研究の成果の普及及び活用に関する事。
- ( 3 ) 試験機器等の設備及び施設の提供に関する事。
- ( 4 ) 前各号の業務に付帯する業務を行う事。

第 11 条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- ( 1 ) 産業技術に係る試験、研究及び調査に関する事。
- ( 2 ) 産業技術に係る相談、支援、普及及び活用に関する事。
- ( 3 ) 試験機器等の設備及び施設の提供に関する事。
- ( 4 ) 産業技術の研修に関する事。
- ( 5 ) 産業技術に関する情報、資料の収集及び提供に関する事。
- ( 6 ) 前各号に掲げるもののほか、産業技術の向上を図るために必要な業務に関する事。

(業務の執行方法)

第13条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 資本金

(資本金)

第14条 法人の資本金は、山口県が出資する別表に掲げる資産について、出資の日現在における時価を基準として、学識経験者の意見を聴いて山口県が評価した価額の合計額とする。

第5章 雑則

(解散に伴う残余財産の帰属)

第15条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を山口県に帰属させる。

(規程への委任)

第16条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表（第14条関係）

1 土地

所 在	面 積 (単位 平方メートル)
宇部市あすとぴあ四丁目1番	49,540.30
宇部市あすとぴあ四丁目2番3	4,538.99

2 建物

種 類	所 在	床面積 (単位 平方メートル)
事務所・実験室	宇部市あすとぴあ四丁目1番地	15,712.67
実験室・倉庫	宇部市あすとぴあ四丁目1番地	157.56
車庫・倉庫	宇部市あすとぴあ四丁目1番地	73.22
事務所・実験室	宇部市あすとぴあ四丁目2番地3	891.00